

下関市監査委員公表第14号
平成29年6月12日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員	阪	田	高	則
同	川	原	徳	也
同	木	本	暢	一
同	山	下	隆	夫

記

1 監査の対象

菊川総合支所

地域政策課

市民生活課

農林課

建設課

教育委員会教育部

菊川教育支所

2 監査の範囲

平成28年4月1日から平成29年2月28日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類及び現地について全部又は一部を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

4 監査の期間

平成29年4月3日から平成29年5月31日まで

5 監査の結果

財務に関する事務の執行については、次に掲げるものを除き、おおむね適正に処理されていた。

6 改善等を要する事項

本定期監査において改善等を要するものと判断した事項は、次のとおりである。なお、当該事項について措置を講じられたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

菊川総合支所市民生活課について

- ① 購入した備品について、備品の取得手続きが行われていなかった。下関市会計規則では、「備品を取得したときは、遅滞なく備品取得書を作成し、会計管理者に報告しなければならない。」と定められているので、当該規定に基づき適正な備品管理を行われたい。

以上